

議案第53号

佐野市介護保険条例の改正について

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例

佐野市介護保険条例（平成17年佐野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「から平成32年度まで」を「から令和2年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万7,600円」を「2万4,200円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万4,200円」とあるのは、「3万9,700円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万4,200円」とあるのは、「4万6,600円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和元年度分の介護保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改

正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第53号参考資料

佐野市介護保険条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額課税に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万7,600円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額課税に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額課税に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万4,200円」とあるのは、「3万9,700円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額課税に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万4,200円」とあるのは、「4万6,600円」と読み替えるものとする。</p>